

31部屋耐震補助

市町には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年9月1日現在

	補助有無	補助内容			補助内容	補助率	担当課	担当課TEL
		耐震シェルター	防災ベッド	防災テーブル				
横浜市	有	○	○	○	防災ベッド等の設置に要する費用（装置の本体費用）に対して補助 【補助対象】 昭和56年5月末以前に建築確認を得て着工された2階建以下の木造住宅に居住する個人（個人事業者を除く） （横浜市の補助を受けて、耐震改修を実施した者及び防災ベッド等を設置した者を除く。） 【補助限度額】 防災ベッド・防災テーブル：200,000円 耐震シェルター：400,000円	—	建築防災課	045-671-2930
川崎市	有	○	○	○	【限度額】 耐震シェルター：300,000円 防災ベッド（防災テーブル含む）：100,000円 【補助対象建築物】 以下の条件全てにあてはまる住宅が対象 1. 昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2. 木造一戸建ての住宅、店舗等併用住宅（防災ベッドについては長屋・共同住宅も含む） 3. 耐震診断の結果、地震に対して安全でないと確認されたもの 4. 1階に耐震シェルター・防災ベッドを設置できること ※市の助成制度を利用して耐震改修を実施していないこと ※申請回数について、耐震シェルターにおいては1棟につき1回限り、防災ベッドにおいては対象住宅に居住している方の人数分を限度に1回。	9/10	防災まちづくり推進課	044-200-3017
相模原市	有	○			限度額300,000円	1/2	建築政策課	042-769-8252
			○		限度額200,000円	1/2		
横須賀市	有	○	○		限度額200,000円	1/2	建築指導課	046-822-8319
平塚市	有	○			・限度額250,000円（一般世帯） ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手された木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定されたもの	1/2	建築指導課	0463-20-8860
		○			・限度額375,000円（非課税世帯） ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手された木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定されたもの	3/4		
鎌倉市	有	○			限度額300,000円 1部屋まで。	1/2	建築指導課	0467-61-3586
			○		限度額1台当たり100,000円 2台まで。	1/2		
藤沢市	有	○	○		限度額200,000円	1/2	建築指導課	0466-50-3539
茅ヶ崎市	有	○	○		限度額250,000円	1/2	建築指導課	0467-81-7185
逗子市	有	○	○		限度額125,000円	1/2	まちづくり景観課	046-873-1111（内線462）
海老名市	有	○	○		限度額150,000円	1/2	住宅まちづくり課	046-235-9392
綾瀬市	有	○	○		補助限度額180,000円/件 （補助額は耐震シェルター・防災ベッドとも同一補助額）	2/3	都市計画課	0467-70-5625
大磯町	有	○			限度額500,000円	1/2	都市計画課	0463-61-4100（内線289）
中井町	有	○			限度額250,000円	1/2	まち整備課	0465-81-3901
松田町	有	○	○		限度額150,000円	1/2	まちづくり課	0465-84-1332
箱根町	有	○	○		限度額150,000円	1/2	都市整備課	0460-85-9566